



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 東 ソ ー 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 土 屋 隆
(コード番号 4042 東証第 1 部)
問合せ先 広 報 室 長 池 田 悦 哉
(Tel. 03-5427-5103)

取締役の報酬等の額の改定及び株式報酬型ストックオプションの内容決定の件

当社は昨日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額の改定及び株式報酬型ストックオプションの内容決定についての議案を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 107 回定時株主総会に下記の通り付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 付議の理由

当社は、今般、役員の報酬制度について見直しを行い、取締役については、①退職慰労金制度の廃止、②従来の月額報酬と賞与及び退職慰労金相当額の一部を業績連動の年俸へ一本化、③退職慰労金相当額の一部を原資とした株式報酬型ストックオプション制度の導入、以上 3 項目を実施することといたしました。

また会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行に伴い、賞与の取扱が変更になったこと及び、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことを勘案し、取締役の報酬等の額の改定及び株式報酬型ストックオプションの内容決定の件として、株主総会での承認をお願いすることといたしました。

II. 議案の内容

1. 当社の取締役の報酬等の額は 1989 年 6 月 27 日開催の第 90 回定時株主総会において、月額 4,500 万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、今回、取締役の報酬等の額を年額 7 億 9,000 万円以内とすることに改めさせていただきます。この額は①年俸部分の 7 億 2,000 万円と②新株予約権部分の 7,000 万円を合算したもので、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。

年俸部分は従来の月次報酬額、賞与額及び退職慰労金の一部相当額の合計額を参考に、諸般の事情を勘案して設定し、新株予約権部分は、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関するもので、退職慰労金の一部相当額と同等の額として設定しております。

2. 当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容とします。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数

- ・ 350,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

- ・ 当社普通株式 350,000 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日以降 1 年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。
- ・ 新株予約権 1 個当りの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払い込み価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 25 年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記（3）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する株主総会又は取締役会において定める。

以 上